

「よつぼし」の種苗販売に係る品種表示のルール（種苗事業者向け）


このルールは、「よつぼし」の種苗（鉢植え株等を含む）の販売や広告を行う事業者が、種苗法に基づく品種表示義務と品種育成者権者の指示を履行するため、必要な事項を定める。

1. 種苗販売に使用する包装容器（種子袋、苗の出荷箱等）、鉢植えラベル、カタログや広告等の適切な位置に、次の4項目全てを、分かりやすく表示すること。

- (1) 品種名：よつぼし
- (2) 品種登録番号：25605
- (3) 遵守事項

「よつぼし」利用の遵守事項

1. 種苗・ランナー等の海外持ち出し禁止
2. 種苗・ランナー等の他者への譲渡禁止
3. 自家増殖を行う場合、「育成機関
公表資料」を確認すること。



<https://seedstrawberry.com/custom14.html>

（表示例：軽度のアレンジを認める）

(4) ロゴマーク



<捕捉>

- ・これら4項目は、別々の位置に表示することもできる（例えば、ラベルの表面と裏面に分ける）。
- ・ロゴマークの表示をもって品種名の表示と兼ねることができる。一方、品種名の標準文字表示ではロゴマークの表示を省略することはできない。
- ・ロゴマークの一色刷（二色表示）も認める。

2. 初めてロゴマークを使用の際は、一般社団法人種子繁殖型イチゴ研究会から各社固有の認定番号の入ったロゴマークファイルの交付を受けること（別紙「ロゴマーク使用許諾申請書」を提出）。

3. 品種の利用と種苗の流通状況について、育成者権者が実施する調査に協力すること（育成者権者から委託を受けた者を含む）。

【連絡先】

一般社団法人種子繁殖型イチゴ研究会
514-2314 三重県津市安濃町妙法寺 1011-7

e-mail: syushi22@seedstrawberry.com

TEL: 050-3754-5376

FAX: 050-3737-4950

(別紙)

「よつぼし」ロゴマーク使用許諾申請書

(注1) 研究会が作成したシール・ラベルを購入する場合や、既にロゴマークが表示されている商品を転売するだけの場合、本申請は必要ありません。

(注2) ロゴマーク使用は、原則、本研究会の正会員または準会員を対象にしています。

		記入日	年 月 日
会員番号		会員種別	
申請者名			
メールアドレス			
担当者名			
住所	〒		
電話		FAX	
対象商品 (該当するもの全てにチェック)			
<input type="checkbox"/> 「よつぼし」の果実			
<input type="checkbox"/> 「よつぼし」の種苗			
<input type="checkbox"/> 「よつぼし」を使ったジャム等(簡単な加工品)			
<input type="checkbox"/> その他、加工品			
用途 (該当するもの全てにチェック、該当ない場合は最も近いもの)			
<input type="checkbox"/> 広告・カタログ			
<input type="checkbox"/> インターネット販売サイト			
<input type="checkbox"/> 種苗の包装資材(種子袋、出荷箱等)			
<input type="checkbox"/> 鉢植え株やプランター植え株の表示ラベル			
<input type="checkbox"/> 果実の包装資材(ラップフィルム、出荷箱、シール等)			
<input type="checkbox"/> その他 ()			
遵守事項 (確認後、□にチェック)			
<input type="checkbox"/>	管理義務: 被許諾者は、交付された認定番号入りロゴマークを、第三者に使用させてはならない。また、許可なく第三者に使用されたときは、本研究会と連帯し、それによる被害の回復に取り組まなければならない。		
<input type="checkbox"/>	品種表示義務: 「品種表示ルール」に従って、種苗法に反しない適切な品種表示を行うこと。		
<input type="checkbox"/>	サンプル提出: 本研究会が求めたとき、作成したロゴマーク使用物品の写真または現物を、見本として提出すること。		
<input type="checkbox"/>	調査への協力: 調査(育成者権者の指示による調査、ロゴマーク使用実態調査、その他の調査)が実施される時、調査に協力すること。		
<input type="checkbox"/>	種苗販売先情報の保管: 種苗を対象とする場合、販売先情報を保管(原則5年間)し、調査が実施されたとき、調査実施者に開示すること。ただし、その取り扱い条件について双方協議することができる。		
<input type="checkbox"/>	賠償責任: ロゴマークの取り扱いに関し、被許諾者の故意または重大な過失が原因となって本研究会に重大な損害が生じたとき、被許諾者は賠償と現状回復の責任を負う。		
<input type="checkbox"/>	その他の協力: その他、問題が生じたとき、双方協力して対処する。		

※「双方」とは、被許諾者(予定を含む)と本研究会とをいう。